

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第18号

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年大和市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第2号中「の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項」を「又は第3項」に改める。

別表第1区分の欄中「廃棄物対策課」を「資源循環推進課」に、「こども・青少年課」を「こども青少年みらい課」に、「隔日勤務」を「交替制勤務」に改める。

別表第4、16の項中「満9歳」を「満12歳」に、「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に改め、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする」に、「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。